

第207回

杉並区都市計画審議会議事録

令和6年(2024年)7月1日(月)

会議名		第207回杉並区都市計画審議会
日時		令和6年(2024)年7月1日(月) 午後2時～午後2時52分
会場		区役所中棟5階 第3・4委員会室
出席者	委員	〔学識経験者〕 中井・河島・中川・鈴木・米田 〔区 民〕 二見・渡辺・遠藤・小野・江島・武者 〔区議会議員〕 宇田川・横田・松尾・富田・ひわき・川原口・浅井 〔関係行政機関〕 金枝・大石
	説明員 (区)	〔都市整備部〕 都市整備部長・土木担当部長・参事(道路担当)・ 管理課長・都市企画担当課長・市街地整備課長・ 土木管理課長・都市計画道路担当課長 〔環境部〕 環境部長・環境課長
傍聴	申請	0名
	結果	0名
議事日程		1 委員委嘱式 2 審議会成立の報告 3 開会宣言 4 委員紹介 5 幹事・説明員紹介、都市整備部長挨拶 6 座長の決定 7 会長の互選 8 会長挨拶 9 会長職務代理者の指名 10 議席の決定 11 署名委員の指名 12 会議傍聴の取扱いについて(概要説明) 13 傍聴の確認 14 議題の宣言 15 議事 〔審議事項〕 議案1 東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線の変更について (東京都決定) 16 事務局からの連絡 17 閉会
審議結果		議案1 異議なし

<p>配付資料</p>	<p>◎次第 ◎議案資料 〔議案1〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線の変更について (東京都決定) ・参考資料(議案1関係) 資料1 都市計画変更素案について 資料2 今後の予定等について <p>◎都市計画審議会委員名簿 ◎都市計画審議会幹事及び説明員一覧 ◎杉並区都市計画審議会における会議傍聴の取り扱いについて ◎都市計画図(令和6年3月末日現在)</p>
-------------	---

第207回杉並区都市計画審議会

(午後2時00分 開会)

三浦管理課長

それでは、定刻となりましたので、杉並区都市計画審議会を始めさせていただきます。

本日はお忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、都市整備部管理課長の三浦と申します。よろしく願いいたします。恐れ入りますが、着座にて進行をさせていただきます。

それでは、事前にお送りしました都市計画審議会次第に沿って進めさせていただきます。

議案の資料につきましてもあらかじめお送りさせていただいておりますけれども、お手元にご覧いただけますでしょうか。

次に本日の配付資料についての確認をお願いいたします。席上には都市計画審議会委員名簿、そして、都市計画審議会幹事及び説明員一覧、杉並区都市計画審議会における会議傍聴の取り扱いについて、諮問文を配付しております。また、都市計画図が更新されましたので、併せてお配りさせていただいております。資料はよろしいでしょうか。

今年度は都市計画審議会委員の改選がございましたので、委員の委嘱を行わせていただきます。本日委嘱状をお渡しするのは、学識経験者委員5名、新たに委員になられた区議会議員3名、各団体推薦の区民委員7名の15名の委員の方々です。本来であれば区長から各委員に委嘱状をお渡しするところですが、あいにく本日区長はほかの公務のため都合がつかせませんでしたので、席上配付とさせていただきます。ご了承くださいませよう、お願いいたします。

後ほど、引き続きの方も含めまして、委員の皆様から一言ご挨拶いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、杉並区都市計画審議会委員の委嘱式とさせていただきます。

続きまして、会議の成立についてご報告いたします。本日は飯田委員より欠席のご連絡を頂いております。本日は都市計画審議会委員21名のうち20名の委員が出席されておりますので、第207回杉並区都市計画審議会は有効に成立しています。

本日の開会宣言は私から行わせていただきますので、ご了承くださいませ。

それでは、ただいまから第207回杉並区都市計画審議会を開会いたします。

今回は委員改選後の初めての審議会となります。先ほどお話しさせていただきましたとおり、お一人ずつご紹介させていただきます。簡単に一言ご挨拶頂ければと存じます。

初めに、学識経験者委員をご紹介します。

東京工業大学名誉教授、中井検裕委員でございます。

中井委員 引き続き、都市計画審議会委員を授かりました中井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

三浦管理課長 元東京都技監、河島均委員でございます。

河島委員 河島でございます。よろしくお願ひします。

三浦管理課長 中央大学客員教授、中川直子委員でございます。

中川委員 中川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。初めて参加させていただきます。

三浦管理課長 東海大学准教授、鈴木美緒委員でございます。

鈴木委員 今回から参加させていただきます。東海大学の鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。

三浦管理課長 國學院大學教授、米田誠司委員でございます。

米田委員 今期からお世話になります。米田誠司と申します。よろしくお願ひいたします。

三浦管理課長 続きまして、区議会議員の方のご紹介をいたします。

宇田川ゆうじ委員でございます。

宇田川委員 今期からお世話になります。宇田川ゆうじと申します。よろしくお願ひいたします。

三浦管理課長 横田政直委員でございます。

横田委員 引き続きの務めになります。参政党杉並の横田政直です。よろしくお願ひいたします。

三浦管理課長 松尾ゆり委員でございます。

松尾委員 松尾でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

三浦管理課長 富田たく委員でございます。

富田委員 富田たくです。東海大出身です。どうぞよろしくお願ひいたします。

三浦管理課長 ひわき岳委員でございます。

ひわき委員 ひわきでございます。引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

三浦管理課長 川原口宏之委員でございます。

川原口委員 杉並区議会公明党の川原口でございます。引き続きよろしく願いいたします。

三浦管理課長 浅井くにお委員でございます。

浅井委員 浅井でございます。久しぶりの委員ですので緊張しておりますけれども、自民党の浅井でございます。よろしく願いいたします。

三浦管理課長 続きまして、関係行政機関の委員のご紹介をいたします。

金枝委員 杉並消防署長、金枝俊宏委員でございます。

金枝委員 金枝です。よろしく願いいたします。

三浦管理課長 杉並警察署長、大石純矢委員でございます。

大石委員 今年の2月から来ました大石と申します。よろしく願いいたします。

三浦管理課長 続きまして、各団体推薦の区民委員のご紹介をいたします。

二見委員 杉並区町会連合会からご推薦を頂きました二見清委員でございます。

二見委員 二見でございます。引き続きよろしく願いいたします。

三浦管理課長 東京商工会議所杉並支部からご推薦を頂きました渡辺健司委員でございます。

渡辺委員 渡辺でございます。引き続きよろしく願いいたします。

三浦管理課長 杉並区農業委員からご推薦をいただきました飯田幸弘委員です。飯田幸弘委員は本日欠席でございます。

遠藤委員 杉並法曹会からご推薦を頂きました遠藤温子委員でございます。

遠藤委員 新たに委員に仰せつかりました遠藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

三浦管理課長 東京都建築士事務所協会杉並支部からご推薦を頂きました小野博文委員でございます。

小野委員 小野と申します。引き続きになりますが、今後もよろしく願いいたします。

三浦管理課長 東京都宅地建物取引業協会第10ブロックからご推薦を頂きました江島利江委員でございます。

江島委員 東京都宅地建物取引業協会第10ブロック杉並担当の江島でございます。今回からお世話になります。どうぞよろしく願いいたします。

三浦管理課長 杉並区障害者団体連合会からご推薦を頂きました武者圭委員でございます。

武者委員 今回からお世話になります。視覚障害者団体の理事でございます。武者と申します。よろしく願いいたします。

三浦管理課長 委員のご紹介は以上となります。皆様、ありがとうございました。

続きまして、幹事・説明員を都市整備部長より紹介いたします。

中辻都市整備部長 皆様、よろしく願いいたします。都市整備部長の中辻と申します。

それでは、私から幹事・説明員をご紹介します。お手元の都市計画審議会幹事及び説明員一覧を御覧ください。

初めに、幹事からご紹介いたします。

改めまして、私、都市整備部長の中辻司でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、環境部長の小松由美子でございます。

小松環境部長 小松です。どうぞよろしく願いいたします。

中辻都市整備部長 まちづくり担当部長の吉見紗でございますが、本日は所用のため欠席させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、土木担当部長の土肥野幸利でございます。

土肥野土木担当部長 土肥野です。よろしく願いいたします。

中辻都市整備部長 続きまして、都市整備部参事で管理課長事務取扱の三浦純悦でございます。

三浦管理課長 改めまして、管理課長の三浦です。よろしく願いいたします。

中辻都市整備部長 引き続きまして、説明員のご紹介をさせていただきます。本日は出席者のみの紹介とさせていただきます。

初めに、都市整備部参事道路担当で狭あい道路整備課長事務取扱の友金幸浩でございます。

友金道路担当参事 友金です。よろしく願いいたします。

中辻都市整備部長 都市企画担当課長で政策経営部事業調整担当課長兼務の中谷友哉でございます。

中谷都市企画担当課長 中谷でございます。よろしく願いいたします。

中辻都市整備部長 市街地整備課長の土田麻紀子でございます。

土田市街地整備課長 土田です。よろしく願いいたします。

中辻都市整備部長 都市整備部参事で土木管理課長、みどり施策担当課長事務取扱の石森健でございます。

石森土木管理課長 石森です。どうぞよろしく願いいたします。

中辻都市整備部長 続きまして、都市計画道路担当課長で総務部及び都市整備部の用地調整担当と荻外荘担当を兼務しております星野剛志でございます。

星野都市計画道路担当課長 星野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

中辻都市整備部長 最後になりますが、環境課長の近藤高成でございます。

近藤環境課長 近藤でございます。よろしくお願いいたします。

中辻都市整備部長 以上で説明員の紹介は終了させていただきます。委員の皆様、どうぞよろしくをお願いいたします。

引き続きまして、会議の冒頭に当たりまして、私から一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

今年度は、さきに委嘱状をお配りさせていただいておりますけれども、審議会委員の改選がございました。新たに委員になられた皆様、また引き続き委員をお引き受けいただいた委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

当審議会でございますが、区長からの諮問に基づきまして、道路や河川、公園といった都市施設や地区計画に係る計画決定、変更に関して、委員の皆様にご審議いただく区長の附属機関でございます。

昨年度は下高井戸四丁目第二公園や生産緑地地区、善福寺川上流区の調節池に係る都市計画の変更などについて、ご審議いただきました。本日も都市計画道路の変更についてご審議いただきますが、委員の皆様には活発なご議論、ご審議いただければと存じます。

当審議会においては、議事等の内容によって、本日はお見えになっていないようではございますけれども、多数の傍聴を希望される場合がございます。区としては開かれた区政運営のため、積極的に情報公開に取り組んでいるところでございますが、審議会において自由闊達にご意見を述べていただくことや、公平公正な審議を行うため、会議の傍聴について取扱いを決めていただきましたので、後ほど事務局よりご説明させていただきます。

さて、区では杉並区基本構想に掲げる「みどり豊かな住まいのみやこ」の実現を目指し、災害への備えとしての都市基盤の強化や、地域特性を生かしたまちづくり、良好な住環境の形成に向けた取組など、区民と課題を共有し、議論を深めながら、より充実したものとなるよう、精力的に各施策を進めているところでございます。委員の皆様におかれましては、様々な分野、立場からのご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

三浦管理課長 続きまして、杉並区都市計画審議会条例第4条第1項の規定に基づきまして、当審議会の会長を互選いただきたいと思います。

まず、会長を互選するための座長を決めていただきたいと思います。

座長を指名させていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

三浦管理課長　それでは、僭越ではございますが、私から区民選出委員の小野委員を指名させていただきます。小野委員、お引き受けいただけますでしょうか。

小野委員　承知いたしました。

三浦管理課長　お願いいたします。

それでは、小野委員、座長席にお移り願います。

(小野委員、座長席へ移動)

三浦管理課長　小野座長、会長互選の進行をよろしくお願いいたします。

小野座長　それでは、ご指名により、会長の選出まで座長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。

これより会長の互選を行います。先ほどの説明どおり、会長は委員の互選により定めると条例で規定されております。会長に適任とお考えの委員がいらっしゃる方は挙手をお願いいたします。

それでは、渡辺委員、ご発言をお願いいたします。

渡辺委員　渡辺でございます。本審議会の会長ですが、専門的な見識やこれまでの経験から中井委員にお願いするのがよろしいかと思っております。私は、中井委員を推薦いたします。以上です。

小野座長　ありがとうございます。ただいま会長には中井委員をとのご発言がございました。ほかにご意見のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

小野座長　それでは、ほかにご意見がないようですので、中井委員に会長をお願いしたいと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小野座長　ありがとうございます。皆様からご推薦を頂きました中井委員に、杉並区都市計画審議会会長をお引き受けいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

中井委員　お引き受けいたします。

小野座長　どうもありがとうございます。ご承諾を頂きましたので、中井委員を杉並区都市計画審議会会長とすることに決定いたします。ご協力どうもありがとうございました。

三浦管理課長　小野委員、ありがとうございます。自席にお戻りください。

(小野委員、自席へ移動)

三浦管理課長 それでは、中井会長に就任のご挨拶を頂きまして、会の進行をお願いいたします。それでは、よろしくお願いいたします。

中井会長 ただいま引き続き会長にご推挙いただきました中井でございます。今期の始まりに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

言うまでもなく、都市計画審議会というのは、自治体の都市計画、まちづくりにとって極めて重要な役割を果たす委員会でございます。様々な案件が毎回出てまいりますけれども、皆さんの中で忌憚のない意見交換をさせていただきながら、最終的には議決という形で決めさせていただければと思っております。

これまでもいろいろな議論を皆さんともさせていただきましたけれども、引き続き私が会長ということで進行役を仰せつかっておりますので、進行を速やかに行えるように努力してまいりたいと思っております。どうぞ、皆様のご協力もよろしくお願いいたします。

簡単ではございますけれども、私の今期の始まりの挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、進行させていただきます。

まず、都市計画審議会条例第4条第3項の規定に基づく会長職務代理者の指名を行います。会長職務代理者は河島委員を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議席の決定でございます。議席につきましては、現在お座りいただいている席をもって議席といたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中井会長 ありがとうございます。現在お座りの席を議席とさせていただきます。

続きまして、本日の会議録の署名委員の指名でございます。本日の会議記録の署名委員として浅井くにお委員を指名いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、会議傍聴の取扱いについてでございます。前期(第206回)の最後に傍聴の取扱いを決めていただきましたので、まずは事務局よりその概要説明をお願いいたします。

三浦管理課長 それでは私から概要を説明させていただきます。

まず、概要説明の前に、初めて委員になられた方もおりますので、会議傍聴の取扱いを定めた経緯につきまして簡単に説明させていただきます。

当審議会では、会議の発言を確認するために、インターネットへの配信は行

わないことを前提に、撮影、録音を会の許可を得て認めています。しかしながら、傍聴人が撮影した映像がインターネット上に投稿され、特定の委員を中傷するような書き込みがなされました。

こうしたことから、審議会の中で問題提起されまして、全ての委員が自身の考えに基づき、萎縮せずに発言ができて、それぞれの立場で議論できる環境をつくる必要があるということから、前期の審議会におきまして、傍聴に対する一定のルールを定めたものでございます。

それでは、前期でお示した会議傍聴の取扱いについて、文言の追加など軽微な変更をしたところもありますので、概要説明と併せましてご報告させていただきます。

席上に配付しております「杉並区都市計画審議会における会議傍聴の取扱いについて」の資料を御覧ください。

まず、取扱いの第1から第5までの規定でございますけれども、こちらは会議の傍聴に関する手続や定員、順守事項などについて規定してございます。

第6になりますが、こちらには、撮影、録音の許可の取扱いについて定めてございます。傍聴人が撮影、録音する際に守っていただく内容としまして、撮影したデータを利用して、インターネット上で公開されているサイトへの投稿や掲載を行わないことを規定しております。この取扱いに関しましては、これまでと同様に、受付の際、撮影、録音を希望される傍聴者の方に対しまして、撮影、録音する場合の注意事項を配布し、守っていただくということにしております。

次に第7でございますけれども、第6の規定に反してインターネット上に会議映像が投稿された場合の対応方法を規定してございまして、第8では、違反した場合の傍聴人への退出指示等について規定しております。

最後に第9となりますが、第9ではこの定め以外に問題が生じた場合には、その都度この審議会に諮って決定することとしております。

次に、前期の審議会で決定後、変更したところをご報告させていただきます。主に3点ございます。

取扱いの第2（4）のところですが、変更前は「会長が必要と認めるときは傍聴席を指定することができるもの」としておりましたが、変更後は必要と認めるときは事前にということで、「傍聴席」の前に「予め」を追記してございます。ですので、「予め傍聴席を指定することができるもの」としてござい

ます。

続いて、2点目です。第8（1）の2行目ですけれども、変更前は「これを制止し、その命令に従わないときは」となっておりますけれども、指示に従わないときに命じることから、変更後は「これを制止し、その命令」ではなく、「その指示に従わないときは、その者に退出を命じることができる」に変更してございます。

最後に、3点目です。第8（2）ですが、変更前は「退出を命じられたときは、速やかにその指示に従い退出する」となっておりますけれども、退出は指示ではなく退出を命じるものと規定していることから、変更後は「その指示に従い」を削除しまして、「退出を命じられたときは、速やかに退出すること」としてございます。

以上の3点が変更点となっております。

この傍聴につきましては一定のルールを定めていただいたところではございますけれども、区では審議会での内容を区民の皆さんにお伝えし、知っていただくことは重要であると考えてございます。そのため、会議録の作成期間を早めて、審議会終了後、2～3週間程度で公開しまして、発言者も分かるように改善してございます。

区としましては、今後も区民への情報提供の充実を図って、開かれた区政運営に取り組んでまいります。

これで、会議傍聴の取扱いについての概要説明を終わらせていただきます。

中井会長

ありがとうございました。当審議会での傍聴はこの取扱いに基づいて進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

（松尾委員が挙手）

中井会長

どうぞ。

松尾委員

ただいまご報告のありました変更部分ですが、趣旨が分からないところがあるのでお願いします。

第2の（4）「予め」を追加したのですかね。そこのあらかじめ指定するというものの意味がよく分からないのですけれども、どういうことなのでしょうか。

それから併せて質問させていただきます。私は昨年までいなかったのですが、傍聴の撮影の場所について着席した場所から行うこととあります。一方、全景を撮影することとありまして、着席している場所が全景を撮影するには困難な場所だったりする場合もあるかと思っております。その場合、

立って、全景を撮るために移動したいというお話もあるかと思うのですが、その点についてはどのようにお考えかということが2点目です。

それから、3点目ですけれども、撮影を含めた傍聴の規則については、昨年までいろいろ議論があった末に定められたと伺っておりますが、今後運用を見定めて、今後も変更するなど、区で検討するようなお考えはあるのか。

以上、3点伺います。

中井会長

事務局、どうぞ。

三浦管理課長

まず私から「予め」という文言を追加した趣旨と伺いますか、なぜ追加したのかということをございますけれども、議案によっては多数の傍聴者が見込まれる場合があります。そういった場合には、事前に会長とその旨相談しまして、席の番号札とか、そういったことを事前に用意して対応できるようにということで、「予め」というものを追加してございます。

次に、撮影の場所についてですけれども、基本的には、傍聴者の人数にもよりますけれども、撮影の場所からもし全景が撮れないといった場合には、その状況を見て対応をさせていただきたいと思っております。ただ、委員をアップで撮るとか、そういったことはしないようにということで、それはお願いしたいと考えてございます。

また、この運用について、今日から会議傍聴の取扱いにつきましては運用させていただきますけれども、今後、改めて状況を見て検討したほうが良いという必要が出てきましたら、またこの審議会の中でお話しさせていただければと思っております。

松尾委員

ありがとうございます。

(富田委員が挙手)

中井会長

どうぞ。

富田委員

第6の「撮影、録音の許可」ということで、「撮影等をしたデータを利用して、インターネット上で公開されているサイトへの投稿や掲載を行わないこと」という形で最後に書いてあるのですが、私たち議員はそれぞれ報告を紙媒体にしたりとかして、支持をしてくださる方や区民の皆様へ報告をするのです。そうした場合には、こうした審議会も区議会議員の役職をつけて参加しているので、こういう審議会でもこういった発言をしましたとかいうときに、写真つきで載せていきたいと思っております。

紙に載せるときはこれはオーケーと書いてあるのですが、紙で作った

ものを自分のホームページに載せるのは駄目と書かれていますよね。自分の写真、できれば全景ではなくて、望遠とかを使ってアップで自分を撮ってもらいたかったりするのですよね。

そういう場合は、誰かを非難したりとか、審議の支障が出るような形ではなければ、そうした撮影やサイトへのアップというのを許可してもらわないと大変寂しいなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

中井会長 事務局、どうぞ。

三浦管理課長 基本的には、この撮影、録音につきましては、こちらの審議会の会議の内容を記録という意味での撮影、録音の許可となつてございますので、今言われた、自分の資料に載せるためにアップで撮るとか、そういったことはこの審議会の中では、この取扱いの中で定めているとおり、それはできないと考えております。

中井会長 富田委員。

富田委員 記録というのは、ものによってですけれども、皆様に見ていただいたりとか、そういうためにするものでもあると思うのですね。特に、誹謗中傷をされてしまったと言われる方にとってはこうしたルールというのはとても大事なのかもしれませんけれども、それ以上にこの審議会でこういう発言を私はしましたし、この審議会はこういう形でやられていますよと区民にオープンにお伝えするときに、自分が発言しているシーンとかは載せていきたいと思うのですけれども、それぐらいは許してもらえないのですか。

誰かの発言が嫌いだから、それを誹謗中傷するとかということとしてはしてはいけないということはルールを見ても分かるのですけれども、そうではないやり方で、本人の写真を本人が普通に本人のホームページ等にアップすることについては特に問題がないと思うのですけれども、どうでしょうか。問題がありますか。

中辻都市整備部長 議員活動をされている区議会議員のお立場の委員のお気持ちは重々分かります。ただ、この都市計画審議会というのは、区長からの諮問に対して皆さんでご議論いただいて答申を頂くと、そこが第一義的な目的でございますので、一般的なルールを定めた今回の取扱いについてはぜひご協力いただきたいと思います。

活動内容のご報告ということでおっしゃっていましたので、ここで立ち上がって発言をされている委員のアップをとるところもあるでしょうけれども、

もし開会の前後なり、事務局や私でも声をかけていただければ、お座りいただいているシーンをしっかりアップでお撮りしたいと思いますので、そういうものでぜひ活用いただいてご協力いただければと思います。

審議内容については、私どもも努力をする中で、なるべく早く議事録を皆さんのご協力を頂いた上で公開するようにもしておりますので、そういうものを活用していただきながら、ぜひ、どういう審議があったのかということはそれぞれのお立場から区民の皆さんにお知らせいただければと思います。ぜひご協力ください。

中井会長

富田委員。

富田委員

お手を煩わすのは大変心苦しいですが、そういうときがあったらお願いするかもしれませんが、そういったお手を煩わすようなルールにしかになっていないという時点で、少しこの傍聴のルールというのは今後もしっかりと検討していかなければいけないものだと思っております。そうした問題提起の意味合いを込めて発言をさせていただきました。ありがとうございました。

中井会長

どうもありがとうございました。

ほかには、遠藤委員、どうぞ。

遠藤委員

第7の(2)についての質問ですけれども、インターネット上にデータがアップロードされて、今後の審議会の議事進行に支障があると判断できる場合は、撮影等を行った傍聴人に対し以後の撮影等を認めない決定をすることができるといことですけれども、そういった問題のあるようなデータをアップロードするような方ですと匿名でのアップロードが考えられるというところなのですが、そういった場合には裁判所に対する発信者情報の開示命令の申立てなどをして本人を特定した上で、次回以降の撮影禁止等をされるというような、そこまで考えての規定になるのでしょうか。

中井会長

事務局、どうぞ。

三浦管理課長

基本的には、傍聴される方の受付をしまして、その方のお名前とかご住所を把握してございます。どこに座ったかというところまで確認するように考えてございますので、ある程度特定できるのかなと考えておりますので、万が一そういったことがありましたら、こちらのほうからそういった話をさせていただこうと思っております。

遠藤委員

大体座っている位置で撮影箇所を特定できるのではないかとというのが前提にあるということですか。

三浦管理課長 そのとおりでございます。

遠藤委員 ありがとうございます。

中井委員 いかがでしょうか。

河島委員、どうぞ。

河島委員 前期の委員の間で議論してこれが決まったということなので、再度委員になられた方はご承知だと思うのですが、先ほどの説明の中で、撮影、録音については始めから届けを出せばできるのではなくて、あくまでも第6の(1)で申し出て、会長は申出があった場合には審議会に諮って許可をします。その許可を受けてから撮影に入らせていただくというルールになっているということは、改めて確認の意味で皆さんにお話をしておきたいと思います。

というのは、この問題の発端になった1つの要因として、始めから、許可の前から撮影に入っていたという事態が生じたことがあったわけでございまして、その部分については再確認の意味で発言をさせていただきたいと思います。

以上です。

中井会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

今日がこのルールを適用する初めての日ということですので、当分の間はこれを使っていきたいと私も考えておりますが、これで全部決まったというわけではなくて、その都度問題が生じたら皆さんの協議の上でまた決めてまいりたいと思っております。取りあえずはご協力をよろしくお願いをしたいと思いません。

それでは、ただいまご議論いただいたものに基づきまして、本日の傍聴について、これより決めてまいりたいと思います。

それではまず、傍聴申出を確認いたします。本日の傍聴はどのようになっていますでしょうか。

三浦管理課長 本日は、傍聴の申出はございません。

中井会長 分かりました。それでは、本日は傍聴の申出はないということでございます。

それでは、後ほどひょっとして来られたら、その都度、随時ということでもよろしいでしょうか。撮影についてはまた議論することになるかと思えますけれども、傍聴していただくということについては、随時お認めをしたいと思いません。ありがとうございました。

それでは、事務局から議題の宣言をお願いいたします。

三浦管理課長 本日の議題は、1件でございます。

審議事項が1件で、議案1「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線の変更について（東京都決定）」でございます。

席上に本日の審議事項の諮問文をお配りしておりますので、ご確認のほど、よろしくお願いいたします。

中井会長

ありがとうございました。それでは、ただいまより議事に入ります。

議案1「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線の変更について」、こちらは東京都決定でございますが、こちらについての審議でございます。

それではまず、事務局より説明をお願いいたします。

中谷都市企画担当課長 都市企画担当課長の中谷でございます。私からは議案1「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線の変更について（東京都決定）」についてご説明させていただきます。

初めに、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、議案1は「東京都市計画道路の変更」でございます。資料は、表紙を含めまして、理由書など15枚でございます。次に、参考資料としまして、表紙を含め3枚おつけしてございます。よろしいでしょうか。

それではご説明いたします。

本議案は、東京都が決定する案件でございますが、令和6年5月14日付、東京都から都市計画法第18条第1項に基づき区長に意見照会がございましたので、ご審議いただくものでございます。

参考資料を1枚おめくりください。本議案で審議する補助線街路第76号線は通称「新青梅街道」となっております。文京区音羽一丁目から豊島区、新宿区を経由して、杉並区北部を東西に通過し、練馬区関町北四丁目に至る延長約1万5,240メートルの道路となっております。

この路線につきましては、昭和21年に都市計画決定されたもので、その後も区間の延長等を行いまして、昭和39年までに現在の都市計画線となっております。

次に、本計画変更の概要につきましてご説明申し上げます。下段の「都市計画変更の概要」を御覧ください。

今回の変更は、主に新宿区及び中野区内の計3か所の交差点で、一部未整備となっている隅切りの計画線を現在の道路に合わせるよう区域の変更を行うものでございます。なお、杉並区内におきましては、隅切りの変更はございません。

この隅切りの変更のほか、全線にわたりまして車線の数を2車線から4車線に決定することとなっております。こちらはもともと都市計画の決定事項として車線の数を定める必要はございませんでしたが、平成10年の都市計画法施行令の改正によりまして新たに車線の数を記載することとなったため、今回の変更に合わせて決定するところでございます。

なお、杉並区内につきましては、全て2車線に決定することとなります。

そのほか、路線全体の延長を1万5,240メートルから1万5,290メートルに変更しますが、こちらは路線を延伸するというものではございませんで、当初の計画変更の時点から現在までに測量の精度が向上したことによる修正となっております。

なお、隅切りの変更箇所の詳細の位置につきましては、裏面の計画概要図のとおりとなっておりますので、こちらも後ほどお目通しいただければと存じます。

次に、議案書の説明をいたします。議案1をご用意の上、1枚おめくりをいただき、理由書を御覧ください。

1の「種類・名称」は「東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第76号線」でございます。

2の「理由」の主な内容としましては、社会的経済状況の変化等を踏まえまして、適時適切な都市計画の見直しが必要なことから、検証を行った結果、標準隅切り長を満たしていることが確認されたため、現道に合わせるほか、車線数の決定につきましても計画の変更を行うものでございます。

次に、2ページ「東京都市計画道路の変更(東京都決定)」でございますが、内容変更と変更の概要が記載されてございます。

下のほうの「変更概要」につきましては先ほど申し上げましたとおり、延長の変更や一部区域の変更、車線数の決定を行うものでございます。

次に、3ページから10ページまでが総括図となっておりますが、このうち9ページが杉並区内で、変更箇所は今回赤線で示したとおりとなっております。

次に、11ページから26ページは計画図でございます。21ページから23ページが杉並区間となりますが、今回は車線数2車線のみ追記しているものでございますので、計画線の変更はございません。

次に、参考資料の3ページにお戻りください。

この都市計画案につきましては、6月4日から18日に杉並区都市整備部管理課において都市計画法第17条に基づく縦覧を実施しましたところ、縦覧の申出はございませんでした。

次に、今後のスケジュールでございますが、本年10月上旬に都市計画変更の決定・告示を東京都で行うものと伺っております。

私からは以上でございます。

中井会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまご説明のありました内容につきまして、質問、あるいは意見、コメントがございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

富田委員、どうぞ。

富田委員 ご説明ありがとうございます。

改めて説明していただきたいのですけれども、確認なのではございますけれども、この変更をしても、杉並区内さらには沿線の方々の走行や歩行等に大きな影響が出ることもなく、本当に、いわゆる紙面上での変更と捉えて大丈夫かどうか、そこだけ確認させてください。

中井会長 担当課長、どうぞ。

中谷都市企画担当課長 今回、紙面で、まさに車線数を2車線と記載する、杉並区内においてはその変更のみで、現状の道路につきましては全く変更がございませんので、委員ご指摘のとおりでございます。

中井会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。それでは、松尾委員、ひわき委員の順でお願いいたします。

松尾委員 確認ですけれども、今回車線数を定めるということで、これまでの計画で車線数が定められていなかったと思うのですけれども、その辺の事情と、そして、今回提案をされたという部分についてご説明いただければと思います。

中谷都市企画担当課長 車線数の変更についてですが、平成10年に法改正とそれに伴う政令の改正がございまして、それ以前は車線数を定める必要がなかったのですが、それ以降は、変更とか新規の計画決定とか、そういったものがある際には車線数を決めるようになったことを受けて、今回の変更に伴い決めることになった状況でございます。

中井会長 よろしいですか。松尾委員。

松尾委員 ということなので、法改正によって車線数を定めなければいけないのだけ

ども、わざわざそのためだけに審議を行うことはないので、今回隅切りの変更があるので、併せて変更を行うという理解でよろしいでしょうか。

中井会長 担当課長。

中谷都市企画担当課長 おっしゃるとおり、今回中野区と新宿区で隅切りの変更がございましたので、それに伴って杉並区内では車線数を変更。あとは延長の変更もございますが、こちらを併せて定めるものでございます。

中井会長 ありがとうございます。

では、ひわき委員、どうぞ。

ひわき委員 2点ほどお聞きしたいのですけれども、検証を経て今回都市計画変更になったとご説明いただきましたが、いつ頃どのような検証を行って、どういう結果を基に、隅切りを行わないという形になったのか、そこら辺のことを教えていただきたいのと、あと、私たちは審議会の中で議員ということで住民の代弁者という立場でもありますので、先ほど公告縦覧のお話、都市計画手続きの中のお話もありましたが、改めて当該地域の住民からどういった意見があるのか、あるのか、ないのかも含めて、その点を確認させてください。

中井会長 担当課長、どうぞ。

中谷都市企画担当課長 こちらの検証の時期等ですが、令和元年頃あたりで、東京都が中心となりまして、社会経済情勢とか、あと道路のニーズの変更を踏まえまして、整備するものは整備して、見直すべきものは見直す、そういった基本的な考え方に基づいて、様々都市計画道路のネットワークの検証も含めて検討を行ってきたという状況で伺ってございます。

こちらにつきましては、素案の説明会が中野区で3月に行われておりまして、こちらは都市計画の素案の説明になりますが、3名の方にご来場いただきまして、隅切りがかかっていた状況が変わるといった内容についてよく分かったという意見を頂いていると承知してございます。

中井会長 都市計画道路担当課長、どうぞ。

星野都市計画道路担当課長 補足をさせていただきます。

都市計画道路につきましては、東京都と区市町で、おおむね10年ごとに、基本方針というのを定めております。その中で、10年間で事業化に臨む路線、これがいわゆる優先整備路線です。必要性を検証した中で、この優先整備にならなかった路線というのが東京都内で約535キロあります。それをどうすべきかというのが、先ほど都市企画担当からありました令和元年に東京都全体で在り

方に関する基本方針というのが示されました。その中で、またさらに4つの項目で検討、検証をその後進めています、その中の項目の1つが交差点に関することでございます。各路線、各地域、そのような検証などをして、そのまま計画を存続するか、現道に合わせるかなどを順次行っているというのが現状でございます

中井会長 ひわき委員、どうぞ。

ひわき委員 ご丁寧な説明ありがとうございます。

もしよければ、その検証の結果、どういう結果があったために隅切りをしないでいいとなったのか、そこら辺、もし分かる範囲でいいのですが、教えてください。

中井会長 担当課長、どうぞ。

中谷都市企画担当課長 今回、東京都から車線が完成している路線について、隅切りがまだ完成していない部分、そういったところをもう一度、交通量、歩行者の数とか、そういったところを検証し直して、道路構造令というものがございしますが、そういった隅切りの基準に満たしているということを確認した上で、今回は隅切りを現道合わせにするという状況になったと伺ってございます。

ひわき委員 交通量も減ってきたし、歩行者にもそんなに大きな影響はないだろうと、そういう判断があったということでもよろしいですかね。分かりました。ありがとうございます。

中井会長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご意見は頂戴いたしました。ありがとうございます。ほかに意見がなければ、審議は終了でございます。

議案1「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線の変更について」、この審議事項については原案どおり承認するという事で異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中井会長 ありがとうございます。

それでは、この審議案件については区には異議なしということで答申とすることといたします。ありがとうございます。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

三浦管理課長 本日は貴重なご意見を賜りましてありがとうございました。

今日は、改選後、最初の審議会でありましたけれども、皆様のご協力によりまして滞りなく会が行われたことにつきまして感謝申し上げます。

次回の都市計画審議会のご案内をいたします。次回は、10月頃の開催を予定してございます。日程が決まりましたら、委員の皆様にご連絡いたします。

本日はご審議ありがとうございました。

中井会長

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして本日の議事は全て終了いたしました。これで第207回杉並区都市計画審議会を閉会いたします。皆様、どうもありがとうございました。

(午後2時52分 閉会)

— 了 —